

○士幌町防犯カメラの管理及び運用に関する要綱

平成29年5月8日

訓令第19号

(目的)

第1条 この要綱は、士幌町（以下「町」という。）の施設等に設置される防犯カメラについて、その適正な管理及び運用を行うために必要な事項を定めることにより、犯罪の未然防止を図るとともに、士幌町個人情報保護条例（平成17年条例第25号。以下「条例」という。）の定めに基づき、画像を個人情報として適正に取扱い、町民等の権利と利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 実施機関が管理する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者にその管理を行わせるもの及び契約によりその業務を委託するもの（以下「管理委託施設」という。）を含む。）及び工作物をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として不特定の者が出入りする場所を撮影するため、施設等に設置又は管理する常設の映像撮影装置で、映像表示及び映像記録の機能を有するもの（公共施設の適正な管理を主目的とし、犯罪の予防を従たる目的としているものを含む。）をいう。
- (3) 実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(職員の責務)

第3条 職務上、防犯カメラにより情報を知り得る実施機関の職員（管理委託施設の職員を含む。以下「職員」という。）は、この要綱に基づき防犯カメラの適正な管理及び運用に努めなければならない。

2 職員は、防犯カメラにより知り得た情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(管理責任者の設置)

第4条 防犯カメラを設置する施設等には、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければならない。

(管理責任者の責務)

第5条 管理責任者は、この要綱に基づき防犯カメラの適正な管理及び運用を図らなければならない。

2 管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用に関する業務を委託する場合には、この要綱に基づく責務を当該受託者に遵守させなければならない。

(防犯カメラの設置に関する表示)

第6条 管理責任者は、防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示するものとする。

(保管方法)

第7条 管理責任者は、記録媒体に記録した映像データを保管する場合には、当該記録媒体を施錠のできる保管庫に保管する等、紛失、盗難、散逸等の防止を図らなければならない。

2 管理責任者は、次条に定める記録をした映像データの保管期間が経過した後は、速やかに当該データを消去するものとする。

(保管期間)

第8条 記録した映像データの保管期間は、次に掲げる場合を除き1週間とする。

(1) 法令等に基づく場合

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的による保管期間延長の要請を受けた場合

(3) 前2号に定めるもののほか、管理責任者が必要があると認めた場合

(映像データ及び情報提供の制限)

第9条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、記録した映像データ及び映像データに関する情報を他に提供してはならない。

(1) 法令等に基づく場合

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合

(開示請求等の手続)

第10条 映像データから識別できる特定の個人から記録した映像データの開示、削除又は目的外利用等の中止の請求があった場合の手続は、条例の定めるところによる。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年5月30日から施行する。